

In depth

A look at current financial reporting issues

inform.pwc.com

pwc

July 2014

No.INT2014-03

目次

要点	1
背景	1
質問の概要	2
質問の詳細	3

金融機関における金融商品の相殺

要点

多くの金融機関は、国際会計基準(IAS)第32号「金融商品:表示」の相殺の修正を契機に、多くの国・地域に影響を与える法規制の変更とあわせ、会計目的で金融商品をいつ相殺すべきかの見直しを進めています。

相殺は、会計処理における複雑な領域であり、実務上および契約上の取決めを理解することが正しい会計処理の結論に達するカギとなります。最近の見直しは、こうした相殺の複雑さを浮き彫りにしています。本 In depth は、実務で見受けられる主要な質問に対する PwC の見解を示すものです。

背景

IAS 第32号の相殺の修正は、2014年1月1日以後開始する事業年度から適用されます。この修正は、金融資産と金融負債の相殺に関する要求事項を変更していません。しかし、適用において認識された不統一に対応するため、追加的ガイダンスを提供しています。

ただし、この修正は、直接その影響を受ける部分だけでなく、より広く金融商品をいつ相殺するかについて見直すことを多くの金融機関に促しています。また、規制当局の圧力による貸借対照表への関心の高まりや、中央清算機関(クリアリングハウス)や取引所の関与する契約に影響を与える、規制当局主導のその他の変更も、一部の金融機関に対し見直しを促す要因になっています。

本稿では、IAS 第32号の相殺の修正に加え一般的な相殺に関して生じる、よくある質問(FAQ)を検討しています。

IAS 第32号の相殺の要求事項の適用は、複雑になることがあります。基礎となる実務および契約上の取決めの理解が最大の課題となることが多いため、この理解の正確性を確かめてから、会計処理の結論を導くことが肝心です。また、会計処理の結論は、法的枠組みの違いにより国によって異なることもあります。

この複雑性と広範囲にて起こり得るシナリオがあるため、本稿で示されている見解は、今までに見受けられた事案に基づく現時点での考え方を表しているにとどまります。

本稿では、会計処理の結論に加え、「実務上の論点(What we are seeing in practice)」にてコメントを提示し、しばしば詳細な解説が必要となる実務における適用上の論点を示しています。

質問の概要

本稿で検討されている質問、および、その質問が一般的に関連する主な金融商品を以下にまとめています。

番号	質問	一般的に、以下の金融商品に関連する			
		OTC デリバティブ	上場 デリバティブ	レポ	先物
A.相殺について検討すべき残高					
1	相殺の目的でどの金融商品の残高を検討すべきか	✓	✓	✓	✓
2	現金による証拠金を日次で計上することにより、契約に基づく法的決済を通じた日次の消滅の結果となることは、相殺されるべき認識済の担保金残高を残さないこととなるか	✓	✓		✓
B.現時点で法的に強制可能な、相殺する権利					
3	清算機関(クリアリングハウス)/取引所が決済プロセスに適用される規則を変更する権利を有している場合、そのことによって、相殺の適用が妨げられるか	✓	✓	✓	✓
4	ある特定の契約相手とのすべてのデリバティブについて、契約に基づき日次で現金決済を純額で行わなければならない場合、この契約相手との間に保有している無担保デリバティブ資産と無担保デリバティブ負債とを相殺できるか	✓	✓		
5	デリバティブ・ポートフォリオについて差し入れている現金担保は、貸借対照表上のデリバティブのポジションと相殺できるか	✓	✓		
6	非現金担保(例:有価証券)を差し入れる可能性があることは、デリバティブと担保との相殺にどのような影響を与えるか	✓	✓		
7	現物決済を行うとの選択肢の存在は、現金担保とデリバティブとの相殺にどのような影響を与えるか	✓	✓		
8	「片務」担保差入契約は相殺の適用にどのような影響を有することがあるか	✓	✓		
9	同時決済することにつき法的に強制力を有する契約の対象となっている金融資産と金融負債とは、相殺に適格か			✓	
10	異なる証券識別コードのCUSIPs/ISINsを有するレポおよびリバース・レポは相殺できるか			✓	
C.純額で決済する、または、資産の実現と負債の決済を同時に実行する意図					
11	IAS第32号42項(b)の「資産の実現と負債の決済を同時に実行する」要求事項は、どのような状況において満たされるか			✓	
12	純額決済かあるいは同時決済かの意図を立証するため、どのような証拠が必要か	✓	✓	✓	✓
D.その他の検討事項					
13	「相殺」の修正によってどの会計期間が影響を受けるか	✓	✓	✓	✓

質問の詳細

A. 相殺について検討すべき残高

1. 相殺の目的でどの金融商品の残高を検討すべきか

IAS 第 32 号第 42 項の相殺要件が満たされる場合、関連する金融資産および金融負債への相殺会計の適用が要求されます。これは単なる選択肢ではありません。企業は次に該当し、かつその場合にのみ相殺が適用される旨の、IAS 第 32 号第 42 項の 2 つの基本的な要求事項は、IAS 第 32 号に対する修正によって変更されていません。

- 認識済の金額を相殺する法的に強制可能な権利を現在有しており、かつ
- 純額で決済するかまたは資産の実現と負債の決済を同時に実行する意図を有している。

ただし、IAS 第 32 号の修正は、「現時点での法的に強制可能な相殺の権利」を、次のように明確化しています。

“(a) 将来の事象を条件としておらず、かつ、

(b) 次のすべての状況において、法的に強制可能である。

(i) 通常の事業の過程

(ii) 1 つまたは全部の相手方の債務不履行の発生時

(iii) 1 つまたは全部の相手方の倒産または破産の発生時” (IAS 第 32R 号 AG38B)

多くの場合、相殺要件が満たされていないことは、ほとんどまたは全く分析しなくても明らかになります。それ以外の場合、それ以上の分析が必要になることがあります。相殺が達成される、あるいは分析が通常、要求される金融商品には、担保付きの店頭 (OTC) デリバティブ、レポおよびリバース・レポ取引、先物、ならびに上場デリバティブが含まれます。ただし、キャッシュ・プーリング契約、および債務や債権が同じ相手先と純額相殺される場合など、その他の状況においても相殺を適用できる場合があります。

2. 現金による証拠金を日次で計上することにより、契約に基づく法的決済を通じた日次の消滅の結果となることは、相殺されるべき認識済の担保金残高を残さないことになるか

金融商品契約で証拠金を差し入れる、または受け入れる場合、会計処理上の分析は、通常、次のいずれかになります。

- オプション A: 未払契約の一部を現金決済
- オプション B: 現金は担保の支払であり、担保を付されている取引の価値の将来における変動に応じて、払い戻さなければならない可能性がある。また、担保資産/負債として個別に認識する必要がある。

オプション A を適用し、当初の取引の一部分の認識を中止するため現金による支払いを充当するには、IAS 第 39 号の認識の中止の要求事項を満たさなければなりません。関連する契約条件の下では、通常、現金の支払いは以下の要因にあたるためです。

- 資産について、IAS 第 39 号第 17 項(a)に従い、当初契約からのキャッシュ・フローに対する契約上の権利が (現金の受領によって全額充足されたため) 消滅する。
- 負債について、IAS 第 39 号第 39 項に従い、当初契約により特定された契約上の債務が免責される。

オプション A を適用するかオプション B を適用するかを結論付けるために、取引契約の特定の契約条件およびその他の関連する条件(例えば、契約が取引所で売買される場合、取引所の規制または規則)を検討し、法的に当初の契約上の権利および義務が部分的に決済されたか否かを判断する必要があります。これらの契約条件が明示的でない場合、結論を出すためには法的助言が必要になることがあります。証拠金が当初契約の法的決済となるか否かの法的分析に関連する要因は、契約が以下を規定しているか否かを含むことがあります。

- これまでの証拠金支払について計算された利息の支払(「価格調整利息(price alignment interest)」と呼ばれることがある)。これは、経済的に、これまでの証拠金支払は、利息を累積し、その後、担保となる貸付金または預り金とみなされることを示します。
- 「ヘアカット(haircut)」評価を行う必要がある金額。これは、取引契約の価値に変動がない場合、証拠金の一部(「ヘアカット」)が払い戻されるため、その支払が担保となることを示します。
- これまでの証拠金支払に代替する権利(すなわち、現金による証拠金を払い戻し、その代わりに有価証券を担保に差し入れる権利)。これは、これまでの現金支払いが当初契約の消滅に充当されなかったことを表します。

実務上の論点

通常、先物の証拠金は決済になるとみなされますが、例外があります。上場および OTC デリバティブの証拠金は、通常、決済とみなされません。

B. 現時点で法的に強制可能な、相殺する権利

3. 清算機関(クリアリングハウス)/取引所が決済プロセスに適用される規則を変更する権利を有している場合、そのことによって、相殺の適用が妨げられるか

IAS 第 32 号に対する修正では、相殺の権利は「将来の事象を条件としてならない」(AG38B)と記載されており、BC84 は「相殺の権利が将来の事象の後に消滅する可能性があったり行使可能でなくなったりする場合で、その事象が事業の通常の過程や、債務不履行の発生時または倒産もしくは破産の発生時に、例えば格付けの格下げの際に、発生する可能性があるときには、現時点で法的に強制可能であるという要件を満たさないこととなる…」と説明しています。

そのため、相殺の権利が消滅し、または行使可能となることの実質的な規則変更権を清算機関(クリアリングハウス)/取引所が有している場合には、相殺は適用されません。

この論点は、当初、LCH. Clearnet Limited(「LCH Limited」)規則集の Regulation 34 に関して提起されました。これにより、LCH Limited は、相殺する法的な権利を撤廃できるなど、既存の未確定契約に適用する規則を一方的に変更することができます。このような特定の状況について、以下を含む要因により、Regulation 34 は相殺の権利を削除するために使用できる実質的な権利にはあたらないと結論付けられています。

- LCH Limited は、相殺する法的に強制可能な権利を撤廃する意図で規則集を変更することを現時点では考えていないことを確認していること
- 信用のシステミック・リスクの影響を考慮して、このような変更が提案された場合における、複数のグローバルな規制当局による監視および介入の可能性
- 顧客に対する相殺の重要性を考慮し、こうした変更が LCH Limited に与える商業上の不利な結果
- すべての変更時において、LCH Limited およびそのすべての会員により要求される、決済プロセスに対する重要な業務上の変更

このように、Regulation 34 は、SwapClear または RepoClear などの取引プラットフォームと LCH Limited との契約に、相殺を適用することを妨げていません。類似する権限を有する他の清算機関または取引所について、個々の事実および状況を個別に評価する必要があります。ただし、上記の要因は、権限が実質的か否か、そのために、相殺を否定するかどうかを判断するのに関連する可能性があります。

実務上の論点

PwC は、上記に類似する要因は、Regulation 34 に類似する他の条項で示されることが多いと予測しています。もしそうであれば、これらの条項は、相殺の目的上、実質的でないと判断される可能性が高くなります。規則変更条項の内容は、それぞれの規則が一定の期間にわたって策定されてきた経緯を考慮すれば、プラットフォーム間で異なることが多くなります。そのため、個別の事実および状況に基づく分析が必要になります。

4. ある特定の契約相手とのすべてのデリバティブについて、契約に基づき日次で現金決済を純額で行わなければならない場合、この契約相手との間に保有している無担保デリバティブ資産と無担保デリバティブ負債とを相殺できるか

はい。ただし、すべてのキャッシュ・フローがすべての状況において実際に同日に発生するように、2 つのデリバティブが合致する条件を有している場合に限られます。該当する場合、企業は日次での純額決済プロセスに基づいて、すべての将来キャッシュ・フローの純額決済が求められ、これによりデリバティブ資産（すなわち、契約されたキャッシュ・フローの全額）をデリバティブ負債に対して相殺する法的な権利を有することになります。

しかし、一般的な状況では、2 つのデリバティブが合致する条件を有している可能性は低く、そのためそのキャッシュ・フローがすべての状況において全く同日には発生しません。この場合、企業は、デリバティブ資産（すなわち、すべての契約されたキャッシュ・フロー）をデリバティブ負債と相殺する法的に強制可能な権利を有しません。このことは、次の簡単な例で説明できます。デリバティブ資産とデリバティブ負債の両方がひとつの残余キャッシュ・フローを有している場合、資産については 1 か月の期間で発生し、負債については 2 か月の期間で発生します。企業は、認識済みのデリバティブ資産をデリバティブ負債と相殺する法的に強制可能な権利を有しません。なぜなら、キャッシュ・フローが異なる日付に発生し、純額決済プロセスに基づいて純額決済されないからです。

5. デリバティブのポートフォリオについて差し入れている現金担保は、貸借対照表上のデリバティブのポジションと相殺できるか

簡単な例として、企業は銀行または清算機関と単一のデリバティブ契約を締結していることがあります。信用リスクを低減させるために、双方の企業は、デリバティブの公正価値と同額にて互いに定期的に現金担保を差し入れることに合意していることがあります。担保の差入は、未払残高を法的に決済することにはなりません。ただし、担保契約の条件は、支払期日が到来した場合（一方当事者の債務不履行または破産もしくは倒産も同様）および両企業がこの方法で決済する意図を有している場合には、担保をデリバティブ決済のために使用する、というものです。

この場合、企業はデリバティブと担保を法的に強制可能な権利を有し、かつ純額決済する意図を有します。市場価格が変動しなければ、追加のキャッシュ・フローは発生しません。貸借対照表後の担保残高の変動は、将来事象の結果として発生し、貸借対照表日の評価に関連しません。そのため IAS 第 32 号の相殺の要求事項は満たされず、また担保は、貸借対照表上のデリバティブのポジションと相殺する必要があります。その一方で、現金担保をデリバティブの残余キャッシュ・フローを決済するために使用しない場合、IAS 第 32 号の相殺の要求事項を満たしません。

より一般的には、企業は、銀行または清算機関との間に、単一のデリバティブではなくデリバティブのポートフォリオを有しています。ポートフォリオ全体に差し入れることが要求される純額の現金担保が、ポートフォリオの各デリバティブに対する現金担保の個別の金額（デリバティブの公正価値と同額になるそれぞれの金額）の総計である場合、単一のデリバティブについて上記の分析を適用する必要があります。これは、最初に純額の未払金または未収金の現金担保残高をポートフォリオに属する各デリバティブに関連する個別の金額に分割することで達成されます。各個別のデリバティブについて、デリバティブの残高は、その後、上記の簡単な例で説明されているのと同じ方法で、関連する担保残高と相殺されます。実務では、デリバティブの公正価値の変動と現金担保の変動の時間的な遅延等の要因がない場合には、現金担保残高とデリバティブのポートフォリオ全体とで相殺されます。

実務上の論点

デリバティブのポートフォリオと関連する担保とを何に基づいて相殺しているか不明な金融機関があります。デリバティブを別のデリバティブと相殺し（質問 4 番を参照）、しかる後に、その結果である純額のデリバティブの残高を担保と相殺します。これは、実務上、上記の分析に比べて、相殺の結果には差異が生じないかもしれませんが、それ以外の複雑性を見落とす危険があります。

特に、銀行とSMEとの二者間でのOTC取引は、通常、デリバティブの支払と担保の支払が別々に行われるため、通常の事業過程における現金担保の相殺の対象にはなりません。その結果、市場価格が変動しない場合も追加的なキャッシュ・フローが発生するため、相殺は認められません。現金担保の相殺が通常の事業過程に適用される場合も、銀行とSMEとの間の契約以外のこの単なる実務上の問題が、相殺を行う契約上の強制可能な権利を両当事者に与えていなければ、両当事者は相殺を認められません。

6. 非現金担保(例:有価証券)を差し入れる可能性があることは、デリバティブと担保との相殺にどのような影響を与えるか

企業が(差し入れたのではなく)受け入れた非現金担保は、貸借対照表上で認識されません。これは、譲渡人側で認識を中止できず、企業は、貸借対照表に計上されているデリバティブのどのポジションと相殺するのか、会計仕訳を作成できないためです。企業が資産 50 である取引と負債 50 の別の取引を有しているとの、単純なシナリオを想定してみます。負債の期限が先に到来する場合、企業は負債を決済するために現金 50 が支払われ、残りの資産取引 50 の担保として有価証券 50 を受け入れます。その結果、企業は認識済みの金額(すなわち、資産取引 50 および負債取引 50)を相殺する法的に強制可能な権利を有していないこととなり、相殺の要求事項は満たされません。

7. 現物決済を行うとの選択肢の存在は、現金担保とデリバティブとの相殺にどのような影響を与えるか

ある状況においては、契約は現金の支払いではなく物的資産の引渡によって決済することが可能なことがあります。その一例として、取引所で売買される現金担保のクレジット・デフォルト・スワップ(CDS)があります。通常、企業が取引所に支払う現金担保は、信用事象が発生した場合に CDS 負債を純額決済するために用いられます。ただし、信用事象の場合、企業によってすでに支払われている現金担保を留保し、企業が社債の元本とすでに支払った現金担保との差額と同額の追加的な現金を差し入れることとの引き換えに、企業に CDS の基礎となる参照資産である債務不履行となった社債を物理的に引き渡すことにより、取引所はこの契約を決済することが可能です。取引所で売買される商品契約は、現物決済を選択できるとの特徴を有する契約のもうひとつの例です。

IAS 第 32 号 AG38B により、相殺の権利は将来の事象を条件としていないものでなければならず、また、通常の事業の過程において、債務不履行の発生時および倒産または破産の発生時に、強制可能でなければなりません。契約を物理的に決済する選択肢が取引所によって課せられ、企業が回避できない場合、また、社債および現金が IAS 第 32 号 AG38F に従って同時に決済できない場合、CDS 負債を、支払い済みの現金担保と相殺する企業の能力は取引所の決定に左右され、そのため、すべての状況において法的に強制可能ではなく、IAS 第 32 号 AG38B の要求事項を満たしません。現物決済の選択が取引所ではなく企業のみ裁量で行われる場合、それ自体は企業が相殺を適用することを妨げません。

ケースによっては、現金担保の返還、物的資産の引渡、および要求されるその他の金銭の支払い(例えば、行使価格)は、IAS 第 32 号 AG38F に従い同時に決済され、その相殺がまだ適用されていることを実証することが可能な場合があります。ただし、この場合には、発生し得る異なるシナリオおよびそれぞれに用いられる支払のメカニズムについて、非常に詳細な分析が要求されることが多くなります。

実務上の論点

現物決済するとの選択肢が IAS 第 32 号 AG38F を満たすか否かについて検討した金融機関はほとんどなく、相殺を達成できることを示す分析はまだありません。

8. 「片務」担保差入契約は相殺の適用にどのような影響を有することがあるか

企業と取引所との間のいわゆる「片務的」な担保契約のもとでは、通常、企業が純額負債のポジションにある場合にのみ証拠金の支払が求められます。取引所が純額負債のポジションにある場合、企業への証拠金の支払は要求されません。企業が、資産 50 のある取引と、負債 30 の別の取引を有しており、証拠金がない(取引所は純額負債のポジションであるため)との単純なシナリオを想定します。負債が先に期限が到来する場合、企業はその決済のために取引所へ 30 の支払いを要求されます。企業の残余ポジションは資産 50 となるため、「片務」契約に基づき、取引所は純額負債のポジションのままであり、このため企業に対する証拠金の支払は行われません。この分析では、負債は資産と相殺されません。この場合であれば、純額支払 20 のみが要求されたと考えられます。したがって、相殺の法的に強制可能な権利を企業が有するとの要求事項は満たされず、そのためこのポジションは相殺されません。

実務上の論点

実務では、取引所との間に複数のポジションが存在しているために、会計上の分析はより複雑になることがあります。このようなシナリオを分析するさまざまな方法はありますが、このような状況下で相殺を達成できることを示す分析はまだありません。

9. 同時決済することにつき法的に強制力を有する契約の対象となっている金融資産と金融負債とは、相殺に適格か

IAS 第 32 号第 42 項(a)は、企業が、「通常の事業の過程において」を含め、現在「法的に強制可能な権利を有している」場合に、かつその場合にのみ、相殺を要求しています。しかし、清算機関(クリアリングハウス)/取引所およびその会員の決済の取決めは、以下を有している会員が関与する可能性があります。

- IAS 第 32 号 AG38F に記載される特徴(すなわち、実質的に純額決済と同様の結果)を満たす総額決済を通じて、事業の通常の過程において取引を決済する権利と義務の両方
- 相手方の債務不履行、破産、倒産の場合に、実際に相殺し純額決済する権利
- 自身の債務不履行、破産、倒産の事象にて、相手方が選択した場合に、実際に相殺し純額決済する義務

このような場合、企業は、通常の事業の過程において強制可能である、実際の純額決済する法的な権利を有していません。

PwC の見解では、相殺する法的に強制可能な権利を有するための IAS 第 32 号第 42 項(a)の要求事項は、このシナリオでは満たされません。これは、「契約その他により、債権者に支払うべき金額の全部または一部を当該債権者から受け取るべき金額を充当することによって決済または消去するという債務者の法的権利」と明記している IAS 第 32 号第 45 項によって裏付けられます。このシナリオでは、総額は決済プロセス中に「消去」されており、また、このような消去が清算システムを用いて総額を交換することによって行われていることと関係がありません。この状況において、IAS 第 32 号 AG38F は、通常の事業の過程における純額決済と同様の結果を有するタイプの総額決済プロセスを指摘しています。

10. 異なる証券識別コード CUSIPs/ISINsを有するレポおよびリバース・レポは相殺できるか

IAS 第 32 号に従い買戻条件付き売却契約(レポ)とリバース・レポを相殺する場合、相殺する資産および負債は、通常、レポの未払金(債務)およびリバース・レポの未収金(債権)であって、証券そのものではなく、それらが財務諸表上に計上すらされていないこともあります(質問 7 番を参照)。このため、レポおよびリバース・レポを裏付ける証券が同一で、かつ同じ銘柄コード CUSIP/ISIN を有しているかどうかにかかわらず、未払金と未収金の条件が IAS 第 32 号の相殺要件を満たしていることを条件に、相殺を適用することができます。

しかし、実務では、IAS 第 32 号 AG38F に従い、現金部分を純額決済するため、または同時に実現するために、通常は、同じ清算機関(例えば、EuroClear または ClearStream などの中央証券保管振替機関(CSD))を通じて、証券および現金支払いをすべて決済する必要があります。そのため、このことは証券の種類、およびそれを決済する CSD は、ある程度、相殺に適格であるレポおよびリバース・レポを制限することになります。

C. 純額で決済する、または、資産の実現と負債の決済を同時に実行する意図

11. IAS 第 32 号 42 項(b)の「資産の実現と負債の決済を同時に実行する」要求事項はどのような状況において満たされるか

純額決済されるかわりに、IAS 第 32 号 41 項(b)の要求事項を依然として満たしている方法で資産が実現され、負債が同時に決済される場合があります。レポ取引とリバース・レポ取引がこれに該当します。詳細なガイダンスが IAS 第 32 号 AG38F に提示されていますが、これには、「企業が、実質的に純額決済と同様の結果となるような方法で金額を決済できる場合には、企業は第 42 項(b)の純額決済の要件を満たすことになる。これが生じるのは、総額決済の仕組みが、信用リスク及び流動性リスクを除去するか又は僅少とし、債権と債務を単一の決済プロセス又はサイクルの中で処理する特徴を有している場合であり、その場合のみである。」と記載されています。

この原則に加えて、IAS 第 32 号 AG38F は、当該原則を満たす総額決済システムの例として、LCH Repoclear に基づく次の特徴を示しています。

- “(a) 相殺に適格な金融資産と金融負債が、同じ時点で処理のために提出される。
- (b) いったん金融資産と金融負債が処理のために提出されると、当事者は決済義務の履行に拘束される。
- (c) いったん金融資産と金融負債が処理のために提出されると、その資産と負債から生じるキャッシュ・フローが変化する可能性がない(ただし、処理が不成立の場合を除く—下記(d)参照)。
- (d) 証券で担保されている資産と負債が証券の譲渡又は類似のシステム(例えば、支払と同時の引渡し)で決済されており、証券の譲渡が不成立となった場合には、証券で担保されている関連する債権又は債務の処理も不成立となるようになっている(及びその逆)。
- (e) (d) に示したような、不成立となった取引は、決済されるまで処理のために再投入される。
- (f) 決済が同一の決済機関(例えば、決済銀行、中央銀行又は中央証券預託機関)を通じて実行される。
- (g) 1 日のうちに生じる信用供与が準備され、当事者のそれぞれが決済日に支払の処理ができるような十分な貸越金額を提供しており、要求があれば 1 日のうちに生じる信用供与が与えられることがほぼ確実である。”

これらの特徴は IAS 第 32 号改訂版に基づく相殺の明示的な要求事項ではないものの、実務上、IAS 第 32 号 AG38F の原則が満たされるか否かの評価の一助となる有益な基礎を提供しています。異なる決済機能を用いて実施された決済プロセス間の潜在的な差異を考えると、それぞれの重要な決済方法について個別の分析が要求される場合があります。そのため、この分析を行うためにはすべての関連する支払プロセスについて詳細な情報が必要になります。

12. 純額決済かあるいは同時決済かの意図を立証するため、どのような証拠が必要か

必要とされる証拠の範囲は、関連する契約条件を含め、特定の事実や状況によって異なります。企業が、契約上、純額で決済するか、または資産の実現と負債の決済を同時に実行することを要求される場合、さらに(関連する場合には)その決済プロセスが IAS 第 32 号 AG38F に示されている特徴を満たす場合には、そのみで十分です。

必ずしもそれだけで結論付けられるものではありませんが、このような契約上の要求事項がない他の状況において、より広い市場慣行および類似する取引についての企業自身の過去の実務等の要因を考慮する必要があります。IAS 第 32 号 AG38F の要件に従って純額または同時に決済が行われない例があった場合には、それらを詳細に評価する必要があります。

このような取引について、純額または同時に決済する意図を実証するのに十分な証拠があるか否かを判断する際に、たとえば純額決済 対 総額決済、または同時決済 対 異なる時期の決済等、商業上または業務上の影響などの要因を考慮しなければなりません。

D. その他の検討事項

13. 「相殺」の修正によってどの会計期間が影響を受けるか

IAS 第 32 号第 97 項 L は、「相殺の修正を 2014 年 1 月 1 日以後開始する事業年度に適用しなければならない。」としています。しかし、この修正は、IFRS 第 7 号の相殺の開示を含む、比較期間の修正再表示ならびに関連する注記および開示とともに遡及適用しなければなりません。その影響が重大な場合、当該修正は、IAS 第 1 号第 40 項 A に従い、前期の期首現在の第 3 の財政状態計算書の表示を要求しています。

修正の遡及的な影響を決定するために、過去の期間中に発生した契約/決済規則の変更の範囲および内容を理解することが必要になります。多くの場合、中央清算機関や取引所が適用する決済規則は、欧州市場インフラ規則 (EMIR) などの新しい規制の要求事項を遵守するために 2013 年後半に改訂されています。このような規則の変更が重大である場合、修正の遡及的な影響を定量化するために過去の規則および当期における新規規則の分析を行う必要があることがあります。

This publication has been prepared for general guidance on matters of interest only, and does not constitute professional advice. You should not act upon the information contained in this publication without obtaining specific professional advice. No representation or warranty (express or implied) is given as to the accuracy or completeness of the information contained in this publication, and, to the extent permitted by law, PricewaterhouseCoopers LLP, its members, employees and agents do not accept or assume any liability, responsibility or duty of care for any consequences of you or anyone else acting, or refraining to act, in reliance on the information contained in this publication or for any decision based on it.

© 2014 PwC. All rights reserved.

PwC refers to the PwC Network and/or one or more of its member firms, each of which is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.